

宇和島市市道認定基準

この基準は道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定に基づく市道認定について必要な事項を定めるものとする。

- 1 市道に認定する道路は、一般交通の用に供する道路で、次の各号の一に該当し敷地境界が明確なものとする。
 - (1) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発道路
 - (2) 国道及び県道の廃止にともない、その区間が市道として管理する必要がある道路
 - (3) 公共施設又は公共的施設に通ずる道路（進入路）で、国道、県道又は市町村道のいずれかに接続しているもの。
 - (4) 前各号以外の道路は、原則として路線の起終点が国道、県道又は市町村道のいずれかに連結しなければならない。ただし、やむを得ず袋小路状道路となる場合は別に定める構造の規格要領（以下「要領」という。）1 に適合すること。
尚、宅地造成を伴う道路については造成工事（地下埋設工事を含む）を完了していること。
- 2 前項第 4 号の規定のよる道路の形状及び構造の要件は、道路交通の機能を十分に果たし得るもので次の各号に適合するものとする。
 - (1) 道路の有効幅員は要領 2 に定めるとおり 4 メートル以上とする。
 - (2) 道路が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所は角地の隅角をはさむ一辺の長さが 2 メートル以上のすみ切を設けること。
ただし、角地の内角の大きさが 80 度未満の場合は、二等辺三角形の底辺長を 3 メートル以上とすること。
 - (3) 道路の縦断勾配は、9 パーセント以下とする。ただし、やむを得ず 9 パーセントを越える場合は、すべり止め工法を施し 12 パーセント以下とすることができる。
 - (4) 道路面は良好で、舗装、側溝又は排水等については、要領 3 に適合し管理上支障がなく不法占用物件等がないこと。
 - (5) 道路側面が擁壁、護岸又は傾斜地の場合は、崩壊の危険防止が施され道路の維持管理に支障をきたさないもの。
 - (6) その他構造の規格は、要領において定める。

- 3 前 2 項の規定にかかわらず交通事情及び公益の見地から特に市長が必要と認める道路については、認定することができる。
- 4 将来、市道の認定を受けるための道路工事を施工しようとする者で、この基準の解釈について疑義のあるとき、又はこの基準に定めない事項については、道路担当課の指示に従って施工すること。

附 則

- 1 この基準は、平成 15 年 4 月 1 日から施工する。
- 2 平成 10 年 4 月 1 日施工の基準は廃止する。

※ 改正経過

昭和 57 年 7 月 1 日施行（当初）
平成 3 年 4 月 1 日施行（第 1 回改正）
平成 10 年 4 月 1 日施行（第 2 回改正）
平成 15 年 4 月 1 日施行（第 3 回改正）